

飯田市水防計画 令和7年度修正の概要

◆飯田市水防計画の主な修正点

長野県水防計画の修正に合わせた修正

- 水防活動時に必要となる、避難のための立ち退き指示の対象者を追記
→洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。
- 河川管理者（長野県、中部地方整備局）が水防管理団体に協力する内容について、例示を1件追記
→水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報等）の提供

市の取組を踏まえた修正

- 洪水等発生時の災害情報の共有手法として公開型GISの活用を記載
→公開型GISいいだWebマップ、その他の適切な方法により住民等に周知するものとする。
- （資料編）水防倉庫の整理
→資機材の見直しに合わせて統廃合を行う。
- （資料編）松尾地区内水排除緊急時対応計画の変更
→祝井沢川へ固定式排水ポンプを設置したことに伴う、内水排除態勢変更